

米国関税措置に対する新規チャレンジ支援事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、米国関税措置に対する新規チャレンジ支援事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、助成金交付に関し、必要な事項を定める。

(暴力団等との密接関係者)

第2条 要綱第2条第8号に規定する者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている者
 - (2) 実質的に暴力団員がその運営に関与している者
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力又は関与している者
 - (6) 自らの利益を得る等の目的で、暴力団（員）を利用した者
 - (7) 役員等が、暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (助成対象経費)

第3条 要綱第3条第2項に規定する助成対象経費は、別表1に掲げるものとする。

2 前項に規定する助成対象経費は、次に掲げるものを除く額とする。

- (1) 賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定するものをいう。）
 - (2) 事務所又は事業所の維持管理に係る固定費（家賃又は地代に係る賃借料、光熱水費、通信費、保険料、リース料及びその他の継続的経費をいう。）
 - (3) 旅費（国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第4条に規定するものをいう。）
 - (4) 消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に相当する額
 - (5) 振込手数料
- (交付申請書の提出)

第4条 要綱第4条第1項に規定する申請は、助成金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 要綱第4条第1項に規定する市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（第2号様式）
 - (2) 法人においては、履歴事項全部証明書及び役員等名簿。個人事業者においては、運転免許証の写し等の本人確認ができる書類。
 - (3) 北九州市内に事務所又は事業所を有していることが確認できる書類
 - (4) 暴力団排除に関する宣誓書
 - (5) 市税の納税証明書（市税に滞納がないことの証明）
 - (6) 別表2に掲げる売上高の状況が分かる書類
 - (7) 見積書の写し等、別表1に掲げる助成対象経費の額が分かる根拠書類
 - (8) その他米国関税措置の影響及び事業実施計画を説明するために必要な書類
- (交付決定の通知)

第5条 要綱第5条第1項に規定する決定の通知は、助成金交付決定通知書（第3号様式）によるものとする。

(助成対象事業の変更)

第6条 要綱第6条第2項に規定する変更承認申請は、助成事業変更承認申請書（第4号様式）によるものとする。

2 要綱第6条第3項に規定する決定の通知は、助成事業変更承認・交付決定変更通知書（第5号様式）によるものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 要綱第7条に規定する実績報告は、助成金実績報告書(第6号様式)によるものとする。

2 要綱第7条の市長が定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実施報告書(第7号様式)

(2) 支出の事実を確認できる書類(振込明細書、領収書、通帳の写し等)

(3) 事業の実施状況が分かるもの(成果物、導入した機器又はシステムの写真その他これに類するもの。)

(4) その他、事業実績を説明するために必要な書類

(確定通知書の通知)

第8条 要綱第8条に規定する確定の通知は、助成金確定通知書(第8号様式)によるものとする。

2 前項に規定する通知を受けた助成事業者が要綱第8条に規定する助成金の交付を受けようとするときは、確定払請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第9条 要綱第9条第2項及び第10条に規定する交付決定の取消し及び返還命令の通知は、助成金交付決定取消通知書(第10号様式)又は助成金交付決定取消通知書兼返還命令書(第11号様式)によるものとする。

(関係書類等の保管)

第10条 助成事業者は、助成対象事業に係る会計帳票類を備え、要綱第11条第1項に規定する期間中は、当該帳票類及び証拠書類を保管しなければならない。

(調査等)

第11条 市長は、助成対象事業の適正な執行などを確認する必要があるときは、現地調査を実施することができる。

2 助成事業者は、前項に規定する調査及び事業のフォローアップ調査、その他市長が定める調査等に応じなければならない。

付 則

この要領は、令和7年7月15日から施行する。

別表1 第3条関係

助成対象事業（対象となる取組）	助成対象経費
1 効率化・高収益化の取組 例) デジタル化等、高収益化のための機器・設備導入等に要する経費 輸送効率化システムの導入に要する経費 荷役作業の効率化に要する経費	機械器具費、施設改修費、システム導入費、委託費、調査費、指導費、人材育成費 等
2 新分野展開・事業再構築の取組 例) 新市場進出に要する経費 事業転換、事業再編等に要する経費 サプライチェーンの見直しに要する経費	機械器具費、施設改修費、システム導入費、技術導入費、産業財産権導入費、マーケティング費、委託費、調査費、指導費、広告宣伝費、人材育成費 等
3 新商品・新サービス開発の取組 例) 新商品・新サービス開発に要する経費	機械器具費、研究開発原材料費（販売用を除く。）、技術導入費、産業財産権導入費、マーケティング費、委託費、調査費、広告宣伝費、人材育成費 等
4 販路開拓・新規顧客拡大に向けた販売促進活動の取組 例) 展示会・商談会への出展に要する経費 WEB・SNSを活用した広告に要する経費 ECサイトの構築・運用に要する経費 販売促進ツールの制作に要する経費	マーケティング費、会場整備費、出展に係る保険料、出展登録料、機械器具費、システム導入費、委託費、調査費、指導費、広告宣伝費、営業代行料、産業財産権導入費、人材育成費 等
5 新規出店等の取組 例) 市場調査・立地選定に要する経費 新たな店舗の開設に要する経費 採用活動（就職情報誌への広告、人材紹介事業者への成功報酬等）に要する経費	機械器具費、施設改修費、システム導入費、広告宣伝費、仲介手数料、マーケティング費、委託費、調査費、広告宣伝費、人材育成費 等
6 販路拡大・事業再構築に向けて必要な能力向上の取組 例) 販路拡大・事業再構築に向けて必要な能力の向上又は技術、資格、知識等の習得やリスクリングなど従業員等のスキルアップに要する経費	研修費、資格取得費、委託費、講師謝礼、書籍購入費、会場費 等

【助成対象経費に係る留意事項】

- (1) 新たな取組に要する経費を対象とし、既存の取組に要する経費は対象としない。
- (2) 市が認定した内容と異なる事業や経費は、事業完了後に申請又は報告しても助成対象とならない。
- (3) 事業実施に必要と認められない、又は助成目的に合致しない等の場合、部分的に助成対象経費として認められない場合がある。
- (4) 助成対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類で金額等が確認できるもののみとする。
- (5) 汎用品（パソコン、スマートフォン、カメラ等）は助成対象事業に必要不可欠なもののみを対象とする。
- (6) 車両に係る経費は原則として対象としない。例外的に適当と認める場合においては、事業専用での使用が明確な貨物運送事業や旅客運送事業に供する車両（緑ナンバー、黒ナンバー）、特種用途自動車（8ナンバー）、小型貨物自動車（4ナンバー）は車種を問わず対象とする。また、営業車等、一般的な社用車については、脱炭素化と

いう観点から、EV（電気自動車）、PHV・PHEV（プラグインハイブリッド車）といった電動車とFCV（燃料電池車）に限るものとする。

(7) 助成金で購入若しくは導入した機器又はシステムは、助成事業目的の範囲内に限り使用できるものとし、目的外の使用は認めない。個人事業主等で、事業用と私的利用を完全に区分できない場合は、両者の使用率等をもとに案分し、事業用部分のみを助成対象経費とする。

別表2 第4条関係

1 要綱第2条第1項第4号に規定する前年の同期間の月別売上高が分かる書類

		提出書類
法人		<ul style="list-style-type: none"> ・法人税の確定申告書 別表一 ・法人事業概況説明書 (1項目及び2項目(月別売上高等記載))
個人事業主	青色申告の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税確定申告書 第一表 ・所得税青色申告決算書 (1項目(損益計算書)及び2項目(月別売上高記載部分))
	白色申告の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税確定申告書 第一表 ・収支内訳書

※税務署の受付が確認できるもの又は電子申告完了済が分かるもの

※白色申告の場合、1か月あたりの売上高は、年額を12か月で除したもので計算することを原則とするが、月別の売上高が分かるもの(月次損益計算書、売上台帳等)を添付して、実額に基づき計算することも可とする。

2 要綱第2条第1項第4号に規定する基準月を含む直近3か月の売上高が分かる書類 (月次損益計算書、売上台帳等)